

問1 拡大した場面

<p>三位一体改革による税源移譲を控えており、自主財源の確保に向けて、一部事務組合等の広域的な市町村税滞納整理組織の設立に向けて勉強会を重ねている市町村がある。</p>
<p>市町村への権限移譲については、2000年の一括法以前は、機関委任制度等によって市町村に事務処理をさせていたが、機関委任制度が廃止され、新たに事務処理の特例制度ができたことから、一括法以前に比較すれば、市町村の自主性・自立性は拡大したものと考えられる。</p> <p>とはいえ、事務処理の特例制度ができて5年ほどが経過するが、真に市町村の裁量度が高まると考えられる権限については、県としても移譲できないとするものが多く、こうした意味から言えば、それほど自主性・自立性が高まったとの認識はない。</p> <p>しかし、市町村の側も、人員や予算の拡大が見込めない中で、事務の負担が増えることを恐れて、移譲を希望してくるところは多くはなく、消極的な面が多い。権限移譲については、首長をはじめとした幹部の意向により左右される面が大きいと考えられる。いずれにしても、権限移譲という仕組みとしては、市町村の自主性・自立性は拡大したものと考えられる。</p>
<p>特に中核市の自主性・自立性が高まった。</p>
<p>市町村により差はあるものの、市町村の意識等の変化に因るところが大きい。</p>
<p>【一例として】補助金の事業申請において、対象事業の選定に際し、市町が独自に策定した中期計画等を踏まえた事業精査や調整を綿密に行う事例が見受けられるなど、自主性や自律性が拡大していると思われる。</p>
<p>特に具体的なものはないが、どちらかと言えば位の感じである。一部の市によっては、自主性を感じる時があるが全体としてはまだまだ県や国に頼っている感じが強い。</p>
<p>交通基盤整備については、広域的要素が強いため、総じて依存・要望的な姿勢が強い傾向であったが、狭域的な課題すなわち市町村圏域内で可能なことに対しては積極的に取り組みつづける。また、地方分権とは関係ないが、乗合バス事業の撤退自由化(H14.2)により、従来のような事業者や国、県に依存するのではなく、市町村が主体的に、住民の生活の足の確保に取り組むようになってきた。(cf.コミュニティバスの運行、公共交通の利用促進など)</p>
<p>・構造改革特別区域法、地域再生法など、地方の自主・自立性を重んずる法律が施行され、各自治体も積極的に取り組んでいる。</p> <p>・市町村総合計画の策定に際し、県への事前協議をなくすなど、市町村の自主性を尊重。</p> <p>・市町村財政が厳しい状況から、具体施策の優先順位を真剣に議論している。</p>
<p>・国や県の要綱などの基準にかかわらず独自の方針を持つ</p> <p>・市町村が行うべき法定事務</p>
<p>万博の開催に伴い実施された一市町村一国フレンドシップ事業を契機として、市町村が主体的に国際交流事業を実施しようという気運が高まっている。市町村を対象としたアンケート調査でも、8割を超える市町村が万博終了後も何らかの国際交流事業を実施する意向を持っている。</p>
<p>自治事務に移行したことにより、従前の国、県の指導による行政から自主的な運用ができるようになった。</p>
<p>法律の規定上は都道府県の事務であるものも事務処理特例条例により市町村に移譲してきているため。</p>
<p>・政令市・中核市においてPRTR法事務を行うようになり、県と対等な立場で事務を行うようになった。</p> <p>・環境基本計画を独自に策定する市町村が増加した。</p>

中核市へ、地盤沈下観測所など監視体制の委譲を行い、中核市でモニタリングを実施している。
三位一体改革による税源移譲や交付金化などにより、制度的には、自主性・自律性が拡大しているものとする。
・従来、疑義照会等において、県に対する強い依存傾向が見受けられたが、昨今では、市町村としての考え方を整理の上、参考程度に確認する職員の比率が高まり、自主性・自律性の高揚を感じる。 ・補助事業の一般財源化により、市町村が地域の特色を活かした取組ができるようになった。
精神保健福祉に関する相談業務の市町村対応化(保健所も並行して対応) 三障害共通して市町村を、行政支援の窓口として運営がされている。
保健所設置市が増加し、権限が移譲された。
県から事務移譲を積極的に受け入れられるよう組織の見直しなどの体制整備を進めている。
事務移譲は行われているが、著しく自律性が拡大したかは疑問。
権限委譲
・都市計画の決定 ・農業振興地域の指定 等
県から市町村へ権限移譲が進められており、市町村の自主性・自律性は拡大しつつあると感じている。
平成の大合併により、面積、人口、経済など市町村の財政力の拡大による地域住民に対するアピール。
職務上では特に感じることはないが、住んでいる町での取り組みに自主性・自律性を感じる。(町のあり方について、他市町村の状況に流されず、町民の意見をアンケート等で把握し、実際その結果に基づき、方向性を決めている。)
県の法定事務が市町村に拡大されてきている(農業振興法、農地法)
水田農業、関係の助成内容について、国が一律決めるものから市町村が助成内容等を決めることができる制度に変わり、地域農業の振興に自主性・自律性が拡大した。
権限移譲により、事務の一部を市町村へ移譲した。
都市計画の権限が大きく分権化され、裁量が増加している。
行政指導の内容を条例化するところが増えてきた。
景観行政等それぞれの地域の実情にあった政策が求められるもの。
特殊学級の特別な教育課程は、以前は県教育委員会への届け出義務があったが現在は市町村教育委員会で集約している。
県教委の市町村教委に対する指揮・監督権に関する規定の削除等、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正などにより、国の県教委への関与、県教委の市町村教委に対する関与が以前より制限されたことにより、形式的には市町村の自主性がやや高まったように見える。一部の市町村においては、独自の施策を積極的に推進しているところもある。
本課の業務に直接関係する部分ではないが、県や国に対して市町村の考え方を発言する場面が多くなったように感じる。
市町村立学校の管理運営に関して市町村独自で基準が設定できるようになった。

問1 拡大していない理由

<p>担当業務(公務災害)は、全ての常勤の地方公務員の公務災害について、専門機関として、地方公務員災害補償基金を設置し、各都道府県・政令指定都市にその支部が置かれ、各地方公共団体の職員が便宜供与として基金の業務に従事している。また、公務災害補償制度は、労働者災害補償保険法の制度と、ほとんど同一の制度であり、市町村の自主・自律にはあまりなじまない組織体系となっている。</p>
<p>ある程度拡大しているかもしれないが、地方分権一括法の施行が契機であると結論づけるだけの根拠がない。なお、独自の施策を行革面などで行っている市町村もあるが、このようなことを分権上の自主性と捉えるのは無理がある気がする。また、国は相変わらず法に基づかない事務(調査など)を市町村に行わせている。</p>
<p>市町村の行政運営において自主性など大きな意識の変化は感じとれない。本来、市町村独自の事務についてさえ、県の意見や指導を求めてくるケースが多い。</p>
<p>行政運営において人権の視点を踏まえての取組みの展開を「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」において期待しているが、市町村間においては、温度差がみられるというのが現状である。また、人権啓発事業等の展開についても同様である。</p>
<p>市町村職員の意識があまり変わっていないため</p>
<p>国-県-市町村のラインは、依然として残っていると感じる。</p>
<p>文化芸術関係の行政分野については、国、都道府県、市区町村といった、いわゆる縦系列的な関係の色彩がもともと淡いため、許認可権限の委譲、廃止などの自律拡大を象徴する事柄に乏しいことによる。</p>
<p>所管している事務事業については、県から市町村への権限委譲はないため</p>
<p>県及び市町村にその意識が低い</p>
<p>・騒音、振動、悪臭の事務は市町村の自治事務であるが、人、予算を含めて、体制が不十分である。また、広域にまたがる苦情に対応に限界がある。 ・変化を感じないため拡大しているとは思えない。</p>
<p>財政難、人手不足、人材難</p>
<p>特例市以上の市は別として、専門的知識を持つ職員が少なく、県に頼る姿勢が続く市町村も見受けられる。</p>
<p>一般廃棄物処理については、法律上、市町村責務となっており、地方分権一括法の施行とは関係していない。</p>
<p>事務処理特例条例等により市町村が処理できる事務は増加しているが、市町村の自主性・自律性が拡大した感じはない。</p>
<p>健康対策課においては、主に保健所を核とした地域保健関連対策を実施しており、中核市移行、市町村合併等で、県から政令市へ事務移譲はしたが、市町村の自主性・自律性の拡大までは特に感じない。</p>
<p>市町村合併という目に見えたものがある一方、事業展開の上では、法令等により国、県の関与する部分が多すぎるため。</p>
<p>実態としては、国や県での補助事業や指導待ちの姿勢が、引き続き見受けられる。市町村幹部も含め職員の意識改革が必要である。</p>
<p>分からない</p>
<p>在住の市をみて、拡大したと思わない。</p>
<p>組織、職員数により事務処理能力に格差があり、財政的な問題もある。</p>
<p>地産地消の推進や消費者への農林水産業の理解促進の事務については、県、市町村、各団体がそれぞれの立場で協働して取り組むように誘導しているが、市町村の職員配置も厳しいものがあり、十分や協力は得られていない。 食品表示調査については、JAS法に基づき、国及び県主体の事務である。</p>
<p>市町村における畜産関係分野の担当職員は減少しており、自主的な取組が実施しにくい状況にある。</p>

<p>国庫補助事業の国・県費補助残に対する市町村の補助率の決定について、市町村の自主性が見られない。</p>
<p>多少は拡大しているが、県の市町村運営の関与が未だに多く本質的に拡大していない。</p>
<p>人員やノウハウの不足等により、県の援助なしに自律的に業務を行っているとはいえない。</p>
<p>水産業に関する法令や制度において、市町村の権限や裁量は拡大していない。</p>
<p>分からない</p>
<p>市町村からの事業認定申請を認定する事務を行っているが、申請内容の疑問点について質問しても答えられないケースが多く、逆にどうしたらいいのか聞かれる事が多々あり、自律性が拡大したとは思われない。</p>
<p>政令市、中核市等は分権法以前から個別に権限が移譲されており、実質的には大きな変化は感じられない。理由として市町村の意識不足や人材不足もあるが、個々の制度が行政に求めていることが多すぎるのではと思われる。</p>
<p>県及び市町村職員の地方分権意識が低いため。</p>
<p>現状において、社会資本整備には国からの補助金・交付金を利用するのが一般的である。ここ数年、事業採択にあたり交通量や歩道の有無など外形的基準の廃止が実施され、地方の裁量が高まる方向にあるが、そもそも補助金を申請する行為自体は残っており、自主性・自律性が拡大したとは、2者択一の質問に対し「拡大していない」と判断する。</p>
<p>従前と比較し、特に変化を感じていない。</p>
<p>法河川(準用河川を除く)の管理は、市町村に委譲されていないため。</p>
<p>当課の業務についてはあまり関係がない。</p>
<p>各港湾は県、市および町が港湾管理者として整備・運営を進めている。よってもともと自主性・自立性を有していたから。</p>
<p>感覚で判断すべきものではない。</p>
<p>国の負担については、補助金から政策別交付金に切り替わったものの基本的な要件は変わっていないため。なお、従来の補助対象に無かったものでも提案型として対象になったものの市町村から自主性のあるものはない。</p>
<p>その他</p>
<p>市町村における特色のある事務事業・施策は、国(文部科学省)の立案したメニューを前提にして、主に調査研究に協力する形で事業実施するケースが多い。</p>
<p>市町村への教職員人事権の移譲について、中央教育審議会において審議中である。</p>
<p>本課には、市町村と関係する事務はごく限られた部分しかないので、感覚的な見方であるが、市町村との関係を規定する「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第48条に「都道府県教育委員会は市町村に対し、市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。」と規定されており、この規定を理由に従来と変わらない関与がなされているように感じる。また、国の委嘱事業などにおいては、都道府県、市町村など地方への財政支援ではあるものの地方の自立・独自性を阻害するものとなっていると感じられる。</p>
<p>市町村の行政運営の自主性・自律性については、依然として市町村格差があり、むしろ、その格差は市町村合併により、拡大しているように思われる。</p>
<p>生涯学習・社会教育分野においては、もともと市町村において各地域の実情に応じた取り組みがなされてきており、地方分権一括法の施行により特にそれまでと比べて変わったとは感じない。</p>

問2 ある場合の具体的内容

<p>県はすぐに「市町村長の判断」ということで法律などの解釈から逃げる。このため、市町村から頼られる存在でなくなってきている。(上下の関係から横の関係になったということではない。)</p>
<p>上下・主従の関係から、対等・協力の関係に変わったとする認識は、かなり広まっているのではないか。 しかし、実態から言えば、金と情報のあるところに対しては、割ということを知り、そうでないところに対しては、いうことを聞かないという方向と考えられる。したがって、情報化に伴い、インターネット等で情報が得やすくなり、しかも県から回ってくる金が小さくなれば、県を頼りにする必要はなくなっていくと考えられる。</p>
<p>地方分権一括法施行後は、ある程度事務の棲み分けができたが、県の要領に基づき市町村に依頼している事務がある。今のところ市町村の協力が得られており支障がないものの、市町村も人員が削減されている折から、いつまで協力が得られるか危惧しているところである。</p>
<p>独自財源に基づく政策決定や、具体的な事案に関する調整過程等で、県・市・町が対等の立場で意見交換や調整する状況が多くなった。</p>
<p>比較的、財政の豊かな市は、県をあまり意識していないと感じる。市町村によって、差が大きい。</p>
<p>市町村自らがコミュニティバスの運行などにより、バス関係事務に関与し知識を蓄積してきたこと、県の厳しい財政状況から財政支援が期待できなくなったこと、県と市町村の役割の明確化などにより、県をあまり頼りにせず、市町村が主体的に取り組むことになってきた。また、バスに関しては、県よりも各種知識・ノウハウなどを有する市町村も出てきている。</p>
<p>・情報通信体系の充実により県と市町村との情報格差がなくなり、市町村自身の施策立案能力が確実に向上し、国へ直接相談する事例も見受けられる。 ・県も独自施策を行うだけの財政力がなく、相対的に県への依存度が低下している。</p>
<p>同和対策事業については、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成13年度限りで失効したことにより、従来の特別対策から一般対策へと移行し、事業に関連する県の関与は薄れた部分もある。</p>
<p>市町村の発言力が増した</p>
<p>昨年度から今年度にかけて、県内の全市町村(名古屋市を除く。)が5ブロックに分かれて、市町村文化行政研究会を構成し、その会議に、県もオブザーバーとして参加していることから、施策展開について、意見交換、情報交換に資する具体的な環境が整った。</p>
<p>上記問1の回答と重複しますが、市町村への事務移譲が進んできている点。また、県財政が厳しく、県予算は毎年シーリングがかかり、かなりの減額となり、さらには事業によってはスクラップするものもあり、県の関与する事業が少なくなってきている点。</p>
<p>補助事業の削減により、関係が希薄となった。</p>
<p>児童福祉分野では、次世代育成支援対策推進法の施行による各市町村の行動計画の策定において、地域住民のニーズ調査を基礎にパブリックコメントや議会への説明を経て施策の方向性を決定していく手法を採用し、自己責任のもとに自主・自律性がある程度発揮せざるを得ない手法であったことから、市町村としても意識の持ち方にやや変化が見受けられるようになった。また、一部の市町村において、先駆的な取り組みも見受けられるようになった。</p>
<p>目下の課題について、市町村が自主的に取り組み、県に対して情報提供するような事案も散見されるようになり、県と市町村の望ましい関係構築の方向性が一部出てきたと感じている。</p>
<p>県と保健所設置市の関係が対等になったこと。 県と保健所設置市との協力体制が必要となったこと。</p>

中核市等と大規模な市においては、県に頼らずに自分達で課題解決していこうという気概を感じる。
県と市町村の役割分担について。教育・福祉・まちづくりなど住民に身近な事務は市町村、一方、県は医療など高度・専門的な事務や交通網整備など広域的な事務へと役割が明確なりつつあると感じる。
合併市における県に対する態度
合併の進展に伴い、市町村の農林水産行政に係わる職員の経験不足(専門知識の欠如、異動が早い)のせいか、生産者へのきめ細かな配慮が欠けるケースが多くなって、県との風通しが悪くなっていると感じる。
市町村合併により、市町村の規模が大きくなり、県の出先事務所の管轄範囲とほぼ一致する市が出現するなど、従来の県と市町村の関係を見直す必要が生じている。
法律等の解釈運用について、市町村から県の考え方に疑義が示されることがある。
以前は通常業務に関して、市町村の状況について調査依頼すると、すぐに対応していただいたが、最近は断られるケースがたまにある。
市町村合併や税収の増等により、県下市町村間で財政的・人材的な差が大きくなり、事業投資への姿勢が2極化してきたように感じる。
東海豪雨災害(H12.9)を契機として、治水対策を県が実施する河川改修のみに依存せず、雨水貯留浸透施設の設置促進、洪水ハザードマップの作成・配布等、市町村が主体となった治水対策を展開してきている。こうしたことから、水害対策について従来の県陳情型から、共同型への変わりつつある(新川流域市町等)。
市町村独自の条例の制定など。
例えば、特別支援教育連携協議会の設置について、県の指導や助言を待つまでもなく、市町村独自で自主的に設立する様子が見られる。
一部の市町村ではあるが、小・中学校の学級編制の少人数化、教員の単独措置による増員など独自色を強く出そうとしている地方公共団体が見受けられる。
三位一体改革による国庫補助金の廃止等により、財政支援という部分が激減したため、県と市町村の関係も希薄化してきているように感じる。また、関係の希薄化により市町村の状況を把握するのが困難になってきている。
国庫間接補助金や県単独補助金が減ったこと。
市町村間の自主的・自律的な行政運営能力の差が広がってきている。

### 問3 その他の具体的内容

該当なし
市町村職員の意識改革
「国や県をあまり頼りにしない」という意識の浸透

### 問4 その他の具体的内容

県としては、市町村への支援というよりも、市町村民であると同時に県民でもある「住民」に対する施策といった位置づけになるのではないかと。 市町村サービスに格差が生じているとすれば、同じ県民としての格差の解消に努めるという視点で対応すべきである。そういう観点からいえば、市町村を飛び越えた「県民」に対する直接的な施策も可能であり、住民サービスに積極的な市町村と、そうでない市町村への対応は異なることになるのかもしれない。
該当なし
市町村に“はしの上げ下げ”まで指導するようなことをやめ、自律性を持つよう、住民(農業者)から要望させる。
全て重要

問5 その他の具体的内容

<p>担当業務(公務災害)についていえば、年間の発生件数が多くて二桁に乗るかどうかという現状では、事務ノウハウの蓄積が難しく市町村への権限委譲は、市町村の負担となるだけと思われることから、適当ではない。</p>
<p>権限移譲が自律の範囲を拡大する上で重要であるか疑問であるが、権限を移譲するというのであれば、交付金の額を増やすことが必要。</p>
<p>権限移譲を進めていくことは、合理化という点では、逆行することとなっている。市町村の合併が進み、規模が一定程度大きくなれば、合理化にも資するものと考えられるが、現状で一つひとつの市町村に権限を委譲することには、県自体の合理化もできない上に、交付金だけがどんどん膨らんでいくという点で疑問もある。 一方で、一部の市町村には、権限移譲は、市町村の希望も踏まえずに県の合理化のみを考えたものであり、十分な交付金の措置もなされていないとの批判もある。 市町村の自主性・自立性を高めることと、合理化とのバランスを考える必要がある。</p>
<p>該当なし</p>
<p>消防課から移譲する権限がない</p>
<p>地盤環境(規制・調査業務)については、濃尾平野、岡崎平野など広範囲に検討が必要なため、市町村単独で実施できることは、管轄内のモニタリングなど一部に限られる。</p>
<p>分かりません</p>
<p>道路建設課として該当事例なし</p>
<p>分かりません</p>
<p>一定水準の行政運営能力を確保するため、広域連合制度の構築が必要である。</p>

問6 - 1 事務の内容・根拠法令

問6 - 1 事務の内容	問6 - 1 根拠法令(何条)
石油貯蔵施設立地対策等交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(第1条第2項2号)</li> <li>・同法施行令(第1条第3項)</li> <li>・石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則</li> </ul>
一般廃棄物処理施設の設置許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条
市町村の行う教育に関する事務の適正な処理を図るための指導、助言又は援助	地方教育業施印組織及び運営に関する法律(48条)
公立学校施設の補助事務	義務教育諸学校施設費国庫負担法

問6 - 2 事務の内容・根拠条例等

問6 - 2 事務の内容	問6 - 2 根拠条例・要綱等
人権尊重の視点に立った行政の推進、行動計画の策定、人権教育・啓発の推進、指導者の養成	人権教育・啓発に関する愛知県行動計画
観光施設の整備、観光展開催	観光施設費等補助金交付要綱

## 問8 具体的事務内容

選挙啓発
ポスター等において、同一目的なのに県仕様とは別に市町村独自のポスター等を作成している場合が見られる。共同発注するとか、市町村として地域の住人に強く訴えるためのものであれば、県としては手を引いてもよいのではないか。
消費者啓発について、全ての市町村ではないが、講演会等が重複していることがある。
外国人を対象とした相談や国際交流に関する講習会など実施している市町村もあるが、全ての市町村が実施しているわけではなく、県が実施する意味はある。また、市町村に対するアドバイスや情報提供を行うには、県としても同種の事業をある程度実施していないと有効な市町村支援ができない。
例えば、図書館の新刊図書購入計画などは、相互貸出という制度もあることから、県図書館と各市町村図書館のそれぞれの役割分担が県民に明らかになっていけば、総合的に見て、重複の少ない充実した文庫を限られた予算の中で整備できるように思う。
様々な啓発事業
仕事と家庭の両立支援や母性保護に関する啓発資料は、県及び各市町村で作成しているのではないかと思う。
名古屋市内の県立学校におけるスポーツ開放事業 現在、名古屋市内における「学校スポーツ開放事業」は、市内の全中学校については名古屋市が、市内の県立学校については県が実施している。これを他の市町村と同様に名古屋市が県立学校を含めた「学校スポーツ開放事業」を展開するように話しをしている。

## 問9 その他の具体的内容

担当業務(公務災害)についていえば、年間の発生件数が多くて二桁に乗るかどうかという現状では、事務ノウハウの蓄積が難しく市町村への権限委譲は、市町村の負担となるだけと思われることから、適当ではない。
該当なし
消防本部には市町と一部事務組合、広域連合がある。県からの権限移譲等の通知は市町村のみに送られるため、一部事務組合、広域連合が気付いた時はタイミングを逸した事例がある。市町村のみでなく、関係団体にも連絡すると拡大が促進するものと思われる。
地盤環境(規制・調査業務)については、濃尾平野、岡崎平野など広範囲に検討が必要なため、市町村単独で実施できることは、管轄内のモニタリングなど一部に限られる。
市町村が事業主体となる内容については、県が補助する事業を除き、原則、県への要望活動・陳情を禁止・縮小する。
一定規模を有する市町村については、協議機関等の設置をしたり、一定規模に満たない市町村については、広域連合又は事務組合を設置したりして、県として、県民が享受する行政サービスを一定水準確保するよう努めるべき。



問 10 - 1 具体的事務内容

<p>・差押えた不動産等を市町村と同一日・場所で共同して公売を行う。          ・県と市町村の税務職員を相互に交流派遣して、市町村職員に滞納整理のノウハウを伝える等職員の資質向上を図る。</p>
<p>電子自治体推進協議会によるコンピュータシステムの共同開発等は経費の面でいけば大きなメリットがある。</p>
<p>・特区・地域再生の説明会          ・三河の山里活性化事業(毎年定例)</p>
<p>高齢者の消費者被害未然防止対策</p>
<p>地域を限った講演会等の人権啓発行事の開催。</p>
<p>個人情報保護法説明会を内閣府・愛知県・名古屋市の共催で実施した</p>
<p>「男女共同参画フォーラムinあいち」の開催(分科会の運営において、県と名古屋市でそれぞれ行うことにより、バラエティに富んだ分科会を開催できた。)</p>
<p>外国籍県民あいち会議(県内在住外国人から特定のテーマに関して要望・意見を聞くもの)の参加者募集運営を市と共同で行った。そのことにより、会議における意見を市町村行政に反映しやすくなった。</p>
<p>万博会場における消防体制の構築</p>
<p>平成14,15年度に、モデル事業として、商店街の空き店舗等を活用して地域課題を地域の人々がビジネスとして解決しようとするコミュニティビジネス発掘事業を実施したが、地域住民の方によるワークショップを開催するためには、地元の市との共同実施が不可欠であった。</p>
<p>地盤沈下防止の啓発活動</p>
<p>広域的に発生した野生動物の保護管理について、本庁、県地方機関及び市町村が共同で対処した。これにより、市町村職員の野生動物の保護管理の意識が高まった。</p>
<p>福祉医療(県の助言と全体調整のもとで県内全市町村で実施)</p>
<p>女性の健康支援事業において、共催を希望する市町村と県で共同実施した健康教育事業がある。(市町村の会場において女性の健康に関する諸問題について、教室を開催している。)</p>
<p>介護保険事業者に対する実地指導への立会い</p>
<p>企業誘致</p>
<p>観光説明会</p>
<p>中心市街地活性化事業</p>
<p>若者就業支援フェア          地域の若者に対して、就業支援、就業体験の場を提供し、就職促進を図る。開催地の市及び周辺市町村と共催することで、市町村独自の雇用施策展開の動機付けを狙った。</p>
<p>地産地消の推進(現状、県主導で市町村が協力する場面もある)</p>
<p>畜産経営に起因する環境汚染防止対策指導要綱に基づく指導</p>
<p>農業水利施設地震対策利活用事業          大規模地震災害に備えて「緊急農業水源活用の手引き」を作成しPRを行った。</p>
<p>2005年が瀬戸市に残るホフマン工場の施工後100年となることから、平成16年度に治山事業公開講座、平成17年度に愛・治山フェスタを実施した。共同で開催したことにより、地元へのPRがより深く浸透するとともに、瀬戸に残る歴史的工事を広くアピールすることができた。愛・治山フェスタには、県外を含め述べ5千人を超える参加者があった。</p>
<p>道路行政間で、共通の地域内での交通安全対策を実施している。</p>

東海豪雨災害を契機として、河川管理者(県)が実施する新川激特事業(激甚災害対策特別緊急事業)の推進とあわせ、流域市町が主体として実施する流域対策緊急五箇年計画(H13～H17で56万?の貯留施設の建設)を推進している。また、H18.1.1から、市町が管理者である下水道(雨水排水)と河川が一体となって水害対策計画を立案・遂行するとともに、流域内での開発に対し雨水流出抑制対策を義務付けることとした(特定都市河川浸水被害対策法)。
シルバーハウジング・プロジェクト 県が整備した県営住宅で、高齢者への生活支援サービスを市町村が行うことにより、高齢者の居住の安定を図る。
シルバーハウジング・プロジェクト 県が整備した県営住宅で、高齢者への生活支援サービスを市町村が行うことにより、高齢者の居住の安定を図る。
・教育事務協議会による県費負担教職員の任免その他の内申人事・教科書採択関係事務等の共同処理(地方自治法上の協議会)。 ・教科書採択地区協議会による教科書の調査研究及び選定(任意の協議会)。
・総合型地域スポーツクラブの創設、育成に関する施策 ・体育大会、スポーツレクリエーション祭等の開催

## 問 10 - 2 具体的事務内容

一部事務組合等の広域的な市町村税滞納整理組織の設立
広域的な交流事業(流域単位など)
高齢者の消費者被害未然防止対策
安全なまちづくり
男女共同参画月間事業を市町村と連携・協働して開催し、各地で県民の意識啓発を行う。
子どもを主対象とした文化芸術体験・体感事業の展開を検討しているが、市町村等と協働することにより、地域の文化芸術活動団体やボランティアなどからの協力・支援、地域住民への周知など、具体的な事業実施に資するところ大と見込まれる。
現在、国は「まちづくり三法」の見直しに取り組んでおり、都市機能を市街地に集約し、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを進める方針である。まちづくりは、地域それぞれに特徴があるものであり、その主体は市町村である。このため、市町村のまちづくり計画などに基づき実施する団体事業に対して、その事業費の一部を市町村を通じて支援することにより賑わいのあるまちづくりの推進が図れる。
環境情報の発信
法令違反防止、事故防止についての指導・取締り
イベント・コンベンションの実施
地産地消の推進(食料自給率の向上、農地の有効利用の効果) 食育の推進 食育基本法(H17.6施行)に基づく、それぞれの役割の中での共同して取り組むケースがあれば効果が上がる。
耕作放棄地の解消や都市住民等への農地の開放など 農業と地域振興対策との関係事業など
即効的な交通安全対策の実施。具体的には、重大事故発生から数日で、現場の点検・調査をおこない、県と市町村との道路行政間で再発防止対策を実施するような取り組み。
新川流域と同様に総合治水対策を推進してきている境川流域において、特定都市河川浸水被害対策法の適用について、流域市町とともに検討してきている。
・子どもの体力低下を改善するための施策 ・生涯スポーツ社会の実現・充実のための施策
地域の安全

問 11 その他の具体的内容

該当なし
市町村担当者の意識、意欲の向上が先ではないか。
人材育成において、県が過大に関与すべきではない。県が人材育成において何らかの関与をすることは、市町村の自律拡大を阻害することとなり、結果として「まかせ切れない」という解釈に取られかねない。

問 12 その他の具体的内容

担当業務(公務災害)で市町村に職員を派遣することは想定されない。
担当業務で市町村に職員を派遣することは想定されない。
県内他市町村の状況などから見た指導、情報提供など
市町村職員と県職員を比較するような設問?
県職員の意識を踏まえて市町村職員の仕事に携わることを通じての異文化交流、相互刺激による自己啓発
現場を経験するため、もどったあと現場即応の施策をうてる。(市町村の現状を十分把握しないまま施策をうっている場合がある)
市町村同士の良質な情報の伝達
派遣職員の内容が具体的に示されていないので、回答が困難である。また、現状での派遣は、効果が低いと思われる。

問 14 その他の具体的内容

該当なし
国に権限(許認可)、補助制度・財源があり、県では不明確な事項について、市町村から相談を受ける場合が多く、県として市町村に対する十分な対応・協力ができないこと。
相談の内容によるが、事務・事業については、双方がよく話し合えば解決できる内容が多いと思うが、行政運営については、ひとつの課で対応できる内容でない場合が多いと思う。
問い合わせはまだそんなに多くないので問題はなかった。
相談を受けることはほとんどない。
当課では市町村の行政運営に関する事務が無いため、相談を受けることがない。

問 15 その他の具体的内容

該当なし
バス関係事務については、本県でもバス対策協議会を開催するなど、今までどおり、積極的に相談にのるべきと考えられるが、鉄軌道関係については、財政、許認可事務など国所管事務であるので、国とのパイプ役が適当と考える。

問 18 理由

照会事例がない。
市町村への照会がほとんどない
照会事例がない。
国からの依頼によるアンケートで、国から結果のフィードバックがない。
集計結果について、追加記入・修正をする場合があるため
他の市町村との共有を前提としていない情報がある。(構想中のもの)
啓発資材等の成果物についての提供を伴うものについては、提供していない。
各市町村に照会する事項がない。
速やかな提供に努力しているが、時として時期が遅れることもある。
年間4回開催する会議の機会に提供し、併せて意見交換等も行っていることから、開催時期によっては間遠になることがある。
積極的に公開することを前提としていないため
市町村への照会事項は、予算要望事項等各市町村の事業執行に大きく関わる事項がほとんどであり、各市町村との信頼関係に基づき情報を得ることが多く、その結果を市町村に提供することは前提とされていないため。
断片的な調査項目が多く、提供ニーズが低いため。
予算要求において、市町村へ照会した事項については、特に提供していない。
原則提供しているが、内容が意思決定過程の情報や、公表不可の条件付きでの回答の場合は提供していない。
補助金等所要見込に関する照会結果については、市町村がその情報を必要とせず、県の予算に係ることに鑑みても提供していない。
本課では事例なし
照会する事案がない
事例がない
担当業務で市町村への照会がない。
照会する業務がない若しくは、業務の対象が一部市町村のため該当市町村には提供している。
県全体の集計データが出るものは提供する。
他の業務と重なり、取りまとめ時点で速やかに提供できない場合がある。
国からの調査で、国からのフィードバックがないものについては、提供できない。
県独自の照会はほとんどなく、国からのものを県で取りまとめているため、国から提供されなかったり、時期が遅れる。
国からの情報提供依頼程度であれば、不要と考え提供していない。統計的なものは取りまとめ後提供している。
集計結果のうち、市町村に提供する必要性のあるもののみ提供している。
国からの照会に基づく照会であり、国から結果の提供がないことから、市町村へ提供できない。
毎年、国からの照会が県を通じてあり、市町村分は県でとりまとめている。国へ報告すると、国において冊子を作成し公表するので、県から各市町村へは提供していない。
提供を求められ、可能であれば提供している。
他の市町村の内容を知らせる必要のない調査に関しては提供していないため。
県の事務事業の参考のみとするための照会であって、他の市町村の情報を提供することを前提として照会していないものがあるため。

日常業務では連絡会(事務レベルの情報交換会)の開催やメールの一斉伝達等をおこなうなど、情報の共有を意識しているが、照会の内容レベルもあり、その重要性・必要性を勘案すると、結果をすべてフィードバックするのはナンセンスと思う。
市町村への照会自体ほとんど行っていない。
他の市町村の情報が必要でない判断した場合は、提供していない。
提供しても、関係ないと判断しているため。
市町村にとって必ずしも必要がないと思われるものについては提供していない。
調査等の内容により、市町村の参考になると考えられるものについては、市町村指導主事会等の機会を捉えて、提供している。
人事に関する事項等。
現在、市町村に照会する事務がない。
国からの指示で、県全体の数値については公表を認められているが、市町村個別の数値は公表を認められていないものがあるため。
市町村の状況を公表することが適当でない又は必要でないような照会については、集計結果を提供していない。
データの精査に時間を要するため。
当課では市町村の行政運営に関係する事務が無いため、市町村へ照会する事例が無い。
集計結果が市町村にとって有益な情報となる場合に提供している。

#### 問 19 その他の具体的内容

該当なし
適切な回答がみあたらない。共有する内容にもよるが、ある程度は、役立つと思う。
役立つ部分もありと思うが、何か事務事業を実施しようとする場合、特段の考慮なく模倣する可能性があると思われる。この場合は、自立を阻害することとなると思われるので、情報提供は良いが出し方を慎重にするべきと考える。

#### 問 21 その他の具体的内容

担当業務(公務災害)については、市町村は経由機関であるため微妙な法解釈に悩む場面はあまりないと思われる。なお、基金において法令集、通達集、事務手引きを適宜作成配布して、最新の情報伝達に努めている。
各市町村における事務量が必要以上に増えるのであれば、行うべきでない。(慎重に検討すべき)
市町村が必要に応じて考えればよい。
該当なし
市町村の自主的なとりくみとし、県は情報提供のみとすべき
有用であろうかと思うが、仕組みづくりに当たっては、市町村からの発意に基づき、市町村の主体的な活動によるべきであって、県が協働と称して、体裁を取り繕いつつ実質的な主役となるのであれば、功罪相半ばするような気がする。
有用ではあると考えるが、その仕組みの維持について十分検討する必要がある。
そういった仕組みが有効で必要と思えば、市町村同士で作られると思う。県が御仕着せで設置すべきでない。
市町村がそれぞれ必要に応じて取り組む問題であり、県が「市町村の共同事務」であるべきか「県が主体」になるべきかを論じること自体が市町村の自立や自律の妨げになるとと思われる。
有用であり設置すべきであると考えますが、県も情報を共有する必要がある。(必ずしも主体となる必要はない。)

問 22 共同研究したいテーマ

計画行政のあり方
定性的な観点からは効果があると考えられるが、当課所管事業においては、現在のところない。
共通認識をもつだけでも効果がある。テーマ：広域連携、道州制
・交通弱者にとって、利便性の高い公共交通のあり方にかかる地方公共団体の役割 ・公共交通の利用促進を図るために地方公共団体の行うべき手法
・三河山間地域での定住促進
消費者行政における県と市町村との役割と共同について
人権教育・啓発の推進に伴う意識調査等及び行動計画の策定
情報公開や個人情報保護への対応について
NPO関連施策に関する各種課題を議論・検討したい。
地域における男女共同参画の推進
市町村の国際交流の効果的な進め方
地域の特性を活かした文化芸術の振興について
生ごみ処理や散乱ごみ対策
現時点では特になし。
国民健康保険事務の広域化 自治体病院の相互の連携と機能分担
・指定介護保険((地域密着型)介護予防サービス)事業者の指定取消し基準及び指導方針 同一県内において、個々の自治体により対応に差異が出ることは、行政に対する不信感を招きかねないことから、可能な限り統一基準を設け、当該基準に基づいた事務遂行が望まれる。
特になし
現在、特になし
新たな行政課題について、県と市町村が共同研究することは、同じテーブルで議論することにより共通認識を共有でき、大変有意義である。
コミュニティビジネスへの支援 今後のコミュニティビジネス支援の方向性として、地域の身近な行政機関である市町村の協力が必要不可欠であるので、県と市町村が連携した取組の可能性を探る。
商工会のあり方
県内の産業の活性化を推進するためには、中小企業が元気になることが重要であり、そうした企業の活性化を支援していくためには、県と市が協力して事業を展開していくことが望ましい。
企業誘致
今のところなし
コミュニティビジネスの支援のあり方
都市住民との交流による都市近郊農業の振興策
畜産の悪臭対策
具体的には思いつかない。
地域の新産業に関する研究(バイオマス)
森林整備を効果的、効率的に実施していくための施策。
特になし
県が入ると、結果的に市町村の自主性を損なうこととなる。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の景観条例から景観法に基づく規制・誘導への移行方法について</li> <li>・住民と連携した景観計画の策定</li> <li>・まちづくり総合計画を課題として、新たな交付金制度または既存制度の改善を検討する</li> </ul>
<p>県下統一的な見解を設けることで事業コスト縮減が図られることが多く、そのような内容を選定していきたい。</p>
<p>超過洪水(計画想定外の降雨)及び現況流下能力を超える洪水等による水害の軽減に向けた対策。(現状は、情報発信は県、対応は市町村(水防法)となっているが、市町村から住民への対策を含め、それぞれの役割と連携の研究及び必要な新施策について)</p>
<p>防災に関すること。</p>
<p>県と関心を持つ市町村が共同で研究する機会や仕組みを設けることは効果があると考えるが、具体的なテーマは今のところない。</p>
<p>公営住宅の建替推進</p>
<p>特別支援教育連携協議会の在り方等について</p>
<p>当該事案が発生した時点で、その都度協議する。</p>
<p>不審者情報の保護者、教職員、地域住民間での共有にかかるシステム構築</p>
<p>環境保護:ごみ問題、下水道化の推進、緑化推進          少子高齢化対策:子育て支援、高齢者の健康対策          生涯学習の実施:社会教育、高齢者教育、地域教育力の活用</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯スポーツ社会の実現に関する施策</li> <li>・子どもの体力向上に関する施策</li> </ul>
<p>当課では具体的なテーマは無いが、一般的には意味がある。</p>

## 問22 効果がないと思う理由

<p>担当業務(公務災害)は、全ての常勤の地方公務員の公務災害について、専門機関として、地方公務員災害補償基金を設置し、各都道府県・政令指定都市にその支部が置かれ、各地方公共団体の職員が便宜供与として基金の業務に従事している。また、公務災害補償制度は、労働者災害補償保険法の制度と、ほとんど同一の制度であり、市町村の自主・自律にはあまりなじまない組織体系となっている。</p>
<p>市町村への権限移譲については、2000年の一括法以前は、機関委任制度等によって市町村に事務処理をさせていたが、機関委任制度が廃止され、新たに事務処理の特例制度ができたことから、一括法以前に比較すれば、市町村の自主性・自立性は拡大したものと考えられる。</p> <p>とはいえ、事務処理の特例制度ができて5年ほどが経過するが、真に市町村の裁量度が高まると考えられる権限については、県としても移譲できないものも多く、こうした意味から言えば、それほど自主性・自立性が高まったとの認識はない。</p> <p>しかし、市町村の側も、人員や予算の拡大が見込めない中で、事務の負担が増えることを恐れて、移譲を希望してくるところは多くはなく、消極的な面が多い。権限移譲については、首長をはじめとした幹部の意向により左右される面が大きいと考えられる。いずれにしても、権限移譲という仕組みとしては、市町村の自主性・自立性は拡大したものと考えられる。</p>
<p>あくまでも市町村の独自組織とすべき</p>
<p>法令に基づく許認可事務のため共同研究するものはない。</p>
<p>市町村への権限委譲の進展や、県財政の逼迫という状況では、県が関与する範囲は狭くなってきており、県と市町村との間で、具体的な政策課題研究の話ができないため。</p>
<p>机上において、あるべき姿あるべき論と検討研究することになるため</p>
<p>当課においては該当なし。</p>
<p>テーマが特に思い浮かばない。</p>
<p>県の担当者と立場が同等であると考えていないため。</p>
<p>市町村ごとに住民のニーズは異なっており、全て共通するテーマは少ないと思われる。むしろ、市町村が独自性をもって取り組むべきものと思われる。県は情報源情報を提供し、関心を持つ市町村同士が共同で研究する方がよいと思う。</p>

問 22 その他の具体的内容

地方公務員災害補償基金では、平成15年から、都道府県市町村の代表から成る財政委員会を置き、各構成団体の意見の集約を図りながら、基金財政のあり方やその運営方法等について、調査検討を行ってきた。
県の立場が不明確ではないか。効果についてはテーマによる。
一部事務組合等の市町村税滞納整理組織の設立については、他県において、効果が挙がっているため、今後の検討課題である。
必要に応じて考えればよい。
該当なし
所管する事務事業で共同研究の対象となる事項がみあたらない。
関心を持つ市町村のみと研究する事例が見当たらない。消防行政で必要な事例は県内全ての市町村に必要と考える。
テーマ、目的を明確にしないと、会議が形骸化するので、テーマごとに設置を検討すべき。
特定の市町村に限定される可能性があると思うがどうか？
市町村の主体的な参加が得られる仕組みであれば有用であり、県の参加が必須とは考えにくい。(県まかせになるおそれがある)
生ごみ処理や散乱ごみ対策については、ごみゼロ社会推進あいち県民会議の部会で市町村等と共同で検討を進めている。
具体的なテーマがないため。
恒常的に機関を設置する必要性はない。機関の存続理由のために無理に課題作り出す事が想定されるので、必要に応じて専従の組織・グループを編成するなどの弾力的な仕組みにすることが重要である。
プロジェクトチームとして、期間限定で検討、実施する。
特に考えていない
行政課題への取組事例がない
共同研究すれば効果は得られると思うが、具体的テーマは特に思いつかない。
効果は期待できると考えるが、首長や幹部が参加すると、往々にして単なる「陳情会」になりがちである。
機会や仕組みを提供することはよいと思うが、市町村の自主・自律という面からいえば、(研究テーマの設定も含め)研究にあたっては市町村がイニシアチブをとり、県はオブザーバー的立場として参加すべきだと思う。)
参考とする程度の意見交換の場は意義があるが、仕組みや組織を確立すると同様な解決策となってしまう。同様の政策課題であっても、市町村ごとに実状が異なるので、異なる結論となっても良いのではないかと。
特に考えを持っていない。

問 23 地方交付税制度改革方法

いわゆるシビル・ミニマムの整備はほぼ完了していると思われることから、地方交付税制度は廃止し、地方税は納めた人々の生活する地域において、その人々のために費やされることがあるべき姿と考えるので、地方税源としてそれぞれの地方に移譲すべきである。
当該自治体で徴収した税をその自治体の収入とできる範囲の拡大
三位一体改革の推進によって、市町村の格差が益々拡大することが想定されるので、地方交付税制度の財政調整機能を更に拡充する必要がある。
許認可業務、施設整備、公共サービスの各分野について、業務の対価をどうすべきか(例えば公共サービスは受益者負担)、県と市町村との分担をいかにすべきかなど、住民を含めた議論の展開が必要と思われる。



問 23 その他の具体的内容

財政危機 = 自主性・自律性が高まらないという発想には賛成しかねる。
該当なし
市町村規模を抜きにして一括議論は無理
国、県、市町村の役割分担を見直すとともに、事務の実行主体へ財源を割り当てられるよう制度を見直す(現行の三位一体改革は補助金の削減が先行している)
さらなる市町村合併が必要である。
三位一体改革を進めるにあたっては、移譲される額等を明確にすべきである。現状では移譲された税源は、既存予算の財源不足に充てられ、結果として事業の継続や新規事業への移行はできていないのではないか。
地方分権をより効果的に推進するためには、一定の財政規模は必要不可欠である。そのためにも、地方分権の推進に合わせ市町村合併をさらに進めるべきである。

問 24 その他の具体的内容

支援とは具体的に何を示すのか分からないが、支援の種類によっては当然に異なると思われる。ただし、基本は平等であるべき。
どのような支援をしようとしているのかが不明。支援の内容によっては、同等のものも、差を設けるものもあるのではないか。
該当なし
市町村の自律性向上が支援の目的であるならば、人口規模や財政力の差異が当然に市町村の政策形成能力等の差異を招来する、反映しているとは考えられないので、支援内容に差異を設けることに反対はしないが、そのメルクマールを人口規模、財政力に求めることには賛成できない。
財政的支援、人的支援、情報提供など支援の内容によって、その支援のあり方に差が生じることが考えられ、一律に規模、財政力のみを基準とすることはできない。
4や5の回答のように人口規模や財政力のみでランク付けするのは甚だ疑問である。また、1～3の回答のように方針を定めてしまうのも疑問である。個々の課題に応じてニーズを把握するなどケースバイケースで考えるべき。
道路建設課として支援事業なし
まず、行財政能力の低い団体は、広域共同制度等を活用し市町村同士で助け合い、さらに市町村合併により行政体制整備をすべき。それでも支援の必要が生ずれば、期間を限り県の補完を考えるのが適当。市町村が基礎自治体として地域に対して責任をもった行政運営ができるようにすべきである。
市町村は、その置かれた状況から人口規模、財政力以外にも面積や地形などの違いにより需要額に大きな差が生じるものと考えられる。従って、県民でもある市町村民一人一人の基本的生活に大きな差が生じないような県としての財政面を含めた支援制度を検討するべきと考える。
さらなる市町村合併をし、市町村の財政基盤を強化し、その上で対応を考えるべきである。

問 25 自由意見

<p>公務災害補償は、公務員にとってのナショナルミニマムとして、市町村の自主・自律よりも全国一律の補償の方に意味があると思われる。また、職員数に応じた各団体の負担金により運営されている基金の財政状態は、各団体の公務員数の減少を背景に逼迫してきており、財政健全化のために、業務の集約化・合理化が時の趨勢である。さらに、もう少し先を見据えると、年金一元化の議論と同一線上に公務災害・労務災害の一元化が求められる可能性も否定できない。したがって、公務災害補償制度に限ってみれば、市町村の自主・自律の拡大は、制度の目的、現下の諸情勢に合致した施策とは思われない。</p>
<p>まず、自律支援という言葉はいかがとを感じる。県と市町村が横の関係という前提でも、このような考え方になるのか疑問。県としても市町村からの相談を正面から受け止め、県としての考えでアドバイスできる人材育成とトレーニングが必要と感じる。</p>
<p>県や市町村といった行政機関にとって良い制度ではなく、住民にとってより良い制度となるように考えることが必要と思う。</p> <p>住民にとっては、サービスの提供主体は、国でも県でも市町村でもどこでも良いのであって、どこが、より良いサービスを提供できるのかということが大事であり、県の方がより良いサービスが提供できるのであれば、市町村に移す必要はない。</p> <p>例えば、利権的なものは近くの市町村よりも遠い県の方が、一般の地域住民にとってより良い判断ができるのではないかと懸念される。</p> <p>県と市町村の関係が「対等・協力」の関係というのが、実は両者を難しい関係にしているのではないと思う。前述したように、住民は市町村民であると同時に県民であり、サービスの対象が同じであることから、県と市町村との関係は「上下関係」であることが一番スムーズである。</p> <p>本来的には、市町村を県の地方機関(下位機関)にするか、県を市町村連合(上位機関)にすることが、最も合理的かつ自然な関係であろうと考える(いわゆる一層制)。これは国と県の関係も同様であり、全部が国の地方機関になるか、あるいは市町村連合の上位機関となれば、国の地方支分部局が不要になる。</p> <p>現在の地方分権は、「官から民へ」と同様に、そこに権限を与えて自主・自立を促すというよりも、財政難に陥った国のリストラの一環という位置づけでしかないのではないかと。</p> <p>「自己決定」「自己責任」といった美名の下で、国から県へ、県から市町村へ、市町村から個人(住民)へと責任を押し付け、最後の個人はどこへも押し付けるところがなくなっている。</p>
<p>三位一体の改革の基本的考え方にあるとおり、完結には長期を要するものであるため、現状における各種の制約について段階的に解消できるような、実効性のある県施策の展開を図っていく姿勢が重要である。</p> <p>地方分権化を踏まえ、広域を捉えた行政の役割の見直しが想定されることから、今後は、広域連携に向けたその体制強化の方策や県民への情報提供・県民意識の醸成についての検討等が必要になってくると思われる。</p>
<p>漠然としている設問で、回答しにくいものが多い。もう少し、具体例を出すなどしてアンケートすべきではないか。</p>
<p>課の中でも、各々の事務により、市町村の関わり合いが異なるため、今回の回答について、総合的(統一的)に判断することは難しい。</p>
<p>地方分権の推進とともに、市町村が取り組むべき事務事業が広範に及んでいる。特に町村においてはそれぞれの事務に専門性を持つことが難しく県に対して支援を求めざるを得ない状況にある。県としては、支援が必要なところへの情報提供を始めとする支援の必要があると考える。</p>
<p>市町村合併において各種施策が従来の市町村レベルと差異が生じることはあると思うが、人権での視点については現状のレベルが低下することのないよう、留意していただきたい。</p>

<p>住民基本台帳ネットワークシステムの導入により、国、都道府県が直接、住民を把握する方途が開かれたことにより、住民を直接に把握しているという市町村の圧倒的な強味が減じられた現況においては、都道府県と市町村という二重構造を前提にした地方組織、地方分権論は、住民の視点(行政の基本的責務として住民が期待している行政サービスはどのようなものか、その行政サービスを最も効率的に提供する主体はどのようなものかなど)から再考すべきではないか。国と地方、県と市町村といった二元論的な発想の起点自体を考え直して、何のための地方分権かという問題を問い直すべきである。その先に、例えば道州制という議論があるべきと考える。そのような土台がないのであれば、行政権限を巡っての国と地方、県と市町村のゼロサムゲームが地方分権論ということになってしまうと考える。</p>
<p>県は市町村に技術支援を行う。</p>
<p>地盤環境については、濃尾平野、岡崎平野など広範囲に検討が必要なため、市町村単独で実施できることは、管轄内のモニタリングなど一部に限られる。モニタリングや県民への啓発活動などで市町村の協力を得ながら、国や学識経験者とともに対策を講じていく。</p>
<p>・市町村における各種の事業格差を地方分権による地方の個性として認める意識の醸成が必要。(市町村は、市町村格差が生じることについて抵抗が大きい。補助金が一般財源化されると、県に統一基準を示してほしいという要望がある。)          ・県は、基礎的自治体である市町村が、自己完結できる力量を持てるよう支援強化に努めていくことが必要。</p>
<p>市町村の自律に対し、県として積極的に支援することが重要である。地域住民に密着した行政は市町村で行い、広域的な行政は県の責務であるが、今後においては、より柔軟に対応し、市町村の自律の妨げにならないようにすべきである。</p>
<p>市町村の規模の格差が非常に大きいので、一律の対応は難しいと思われる。</p>
<p>県と市町村で重複した事業については、今後、市町村主体で実施していくことになると考える。その場合は、各市町村の実施状況を見ながら、県がサポートしていくことになり、各市町村の人材の質や財政規模にばらつきがあるため、サポートや指導はかなり大変だろうと感じる。</p>
<p>市町村合併が進み、広域な市の出現があり、より一層の自主性と独自性を持ち、県と対等のパートナーとしての役割を担うことを期待したい。</p>
<p>市町村行政は、政令市や中核市などと中小市町村とで二極分化している。農政の場面でも、しっかりやっている自治体とそうでもない自治体で差が大きい。今後、地方分権が進むと差は拡大し、農業者の住んでいる自治体によって、経営に差が出てくることも予想される。自治体職員、トップの意識改革から必要。これまで国・県に頼りすぎてきた自治体は、自ら施策立案する力が弱い。農業者、住民がもっと市町村などに要望を出すようなことが必要。</p>
<p>・市町村との派遣交流の機会がもっと多くなると良い。          ・話題となっている建築物の構造計算改ざん等を考えると、市町村の自主性・自律性を拡大するために必要な事項とそうでないものを区別すべきである。特に専門的な知識を必要とする許認可業務について、市町村へ権限移譲する場合は、県も支援体制の整備が必要であると考えられる。</p>
<p>国と県は組織をスリム化するとともに、市町村職員に一人何役のスーパーマンをさせることをやめるべき。</p>
<p>地方分権を進めるには、地方の自主性に応じて使用できる財源が必要であるが、税源委譲や地方交付税の見直しがまだ進んでいない。          税源委譲を積極的に要望し、県としての財政力を高める必要がある。県としての財政力・政策力を高めない限り、市町村の自律への支援を考えることは難しい。</p>

<p>・三位一体改革を段階的に行うことを念頭において自律支援を行うべきである。</p> <p>・段階的に行う理由は、市町村の受け入れ態勢の整備(人員増、人員育成、組織体制)はすぐには出来ないためである。</p> <p>・三位一体改革により、各市町村が財政状況に見合った政策決定を自主的に行う事が可能になり、地域ニーズに合った地方自治を行う事が可能になる。</p> <p>・その結果、最終的には県の市町村に対する指導等の役割は不要となる。地方分権を推進する事により、国の仕事は国、地方自治は市町村が行う事になり、県の存在意義がなくなることになる。</p>
<p>市町村のことであり、県職員の質の向上を図るべきである。そのことが、市町村への支援体制につながると信じている。例えば些末なことで恐縮であるが、とりまとめ窓口となる担当課が、市町村からの要望や陳情のレベルの調整をおこなわず、すべて事業課に判断を丸投げしている事例が見受けられる。このようなやり方では、県自身の方針が定まらないなかで事業だけが進むこととなり、説明責任上・事業効果の面でもマイナスと感じる。また、今回の調査のやり方もそうであるが、これまでのようなやり方でアンケートを実施し、と依頼されても、多くの方が介在しメールで送付することもあり、「個々の記入者の回答内容が明らかにならないようにする」としているが、秘匿されないのではとの危惧を抱くものであり、県の姿勢の一端を垣間見る気がする。</p> <p>「情報の共有」これにより、大きな可能性が開くと思う。ある意味、県でしか知らない情報が多数あると思う。これらを上記をふまえ、県と市町村が共有すれば、お互いの理解も深まり、よりよいパートナーシップが構築されると思う。</p>
<p>富の再分配手法でもある行政(税の再配分)の内容が、戦後60年を経過し、大きく変貌してきている。そこで、行政機関(国を含む)が実施する行政の内容(許認可、施設整備・維持、住民サービス等)に関して、民間への業務委譲も含めた行政対価の支払方法(税、利用料等)並びに、それぞれの行政を実施する主体(学区・町内会、市町村、県、広域管区(道州)、国)を、住民を交えたレベルで十分な検討を経て、再整理する必要があるのではないか。</p>
<p>補助金の交付金化やパッケージ化でお茶を濁さず、三位一体改革を強力に進めることが必要。</p>
<p>・分権改革後は制度的に新しい時代になっていることを首長を含めて自治体職員が意識すべき。</p> <p>・国・県の言うことを鵜のみにしない。言うべきことをちゃんと主張し、断るべきときは断る。</p> <p>・国・地方は対等で、自治体に法解釈権がある。法解釈権・条例制定権等を責任をもって地域の課題解決や政策実現の手段として活用使いこなすことが望ましい。</p> <p>・仕事、地域の課題などに疑問をもち、今の行政のやり方が本来の目的の達成にうまく働いているかを改めて考え、改善策を検討する。</p> <p>・時代に即応した柔軟なかつ先見の明のある職員の組織的な育成が望ましい。</p>
<p>市町村が県(や国)に対して、自身の考え方をはっきりと伝えていくことで、県も(国も)市町村の考えを理解し、具体的支援策について互いに話し合うことができると思う。現状では、まだ市町村がはっきりものを言うということは少ないように思える。それが出来るためには、市町村が政策や行政運営能力をしっかり身に付けることが必要であると思う。</p>
<p>地方分権に関する財政面の意見: 国の三位一体改革により補助金が削減された分については、税源委譲又は交付税により適正に財源が配分され、市町村それぞれが独自の施策を展開できるように県と市町村が協力して国に要望する必要がある。(国は、補助金削減額の一部を留保して税源委譲や交付税参入をし、また、交付税総額を抑制して地方への財源配分を抑制している。地方が独自で施策を展開する際の財源を確保するために、この状況を解消する必要がある。)</p>
<p>現状の不十分な市町村合併では自律性を持った行政運営ができない市町村が残っており、地方分権推進の支障となっている。</p>
<p>三位一体改革により市町村の行政運営の裁量は拡大してきているとは思いますが、以前と比べて何がどう変わったかあまりみえてこない。地方分権の目的が地域住民のニーズに応じた行政運営にある以上、すでにそうした運営がなされている市町村は無理に変わる必要もないし、県が積極的に関与していく必要もないと思う。意識や能力が不足している市町村に対しては、県が積極的に支援していくことも必要だと思うが、押し付けにならないようにすべきである。また、世間一般では、税制改革や年金問題などに比べ「地方分権」に対する関心が薄いと思われるので、制度のより一層の周知が必要なのではないか。</p>